

議案第16号

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、この法律による改正内容のうち令和5年7月1日以後に施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

(1) 3輪以上の特定小型原動機付自転車種別割区分の見直し（第88条の改正規定）

軽自動車税種別割の区分について、ミニカーの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。

- ・施行期日等 令和5年7月1日（令和6年度分以後の種別割に適用）

(2) 森林環境税の導入に伴う規定の整備（第32条、第34条、第37条、 第44条の2等の改正規定）

森林環境税の導入に伴い、個人町民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収を行うことについて、規定の整備を行う。

- ・施行期日等 令和6年1月1日（令和6年度分以後の個人町民税に適用）